法律第五号

地方交付税法等の一部を改正する法律

（地方交付税法の一部改正）

第一条　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表道府県の項第八号中「平成二十九年度」を「平成三十年度」に改め、同項第九号中「平成九年度から平成二十九年度まで」を「平成十年度から平成三十年度まで」に改め、同項第十号中「平成九年度」を「平成十年度」に改め、同項第十一号中「平成九年度から平成二十九年度まで」を「平成十年度から平成三十年度まで」に改め、同項第十三号を削り、同項第十四号中「平成二十九年度」を「平成三十年度」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十五号中「平成二十九年度」を「平成三十年度」に改め、同号を同項第十四号とし、同表市町村の項第九号中「平成二十九年度」を「平成三十年度」に改め、同項第十号中「平成九年度から平成二十九年度まで」を「平成十年度から平成三十年度まで」に改め、同項第十一号中「平成九年度」を「平成十年度」に改め、同項第十二号中「平成九年度から平成二十九年度まで」を「平成十年度から平成三十年度まで」に改め、同項第十四号を削り、同項第十五号中「平成二十九年度」を「平成三十年度」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十六号中「平成二十九年度」を「平成三十年度」に改め、同号を同項第十五号とし、同条第三項の表第二十二号中「含む。」」の下に「の全日制の課程又は定時制の課程」を加え、同表第四十号⑴及び⑵並びに第四十三号中「平成二十九年度」を「平成三十年度」に改め、同表第四十四号中「平成九年度」を「平成十年度」に、「平成二十九年度」を「平成三十年度」に改め、同表第四十五号中「平成九年度」を「平成十年度」に改め、同表第四十六号中「平成九年度から平成二十九年度まで」を「平成十年度から平成三十年度まで」に改め、同表第四十八号を削り、同表第四十九号中「平成二十九年度まで」を「平成三十年度まで」に改め、同号⑻中「平成二十九年度」の下に「及び平成三十年度」を加え、同号を同表第四十八号とし、同表第五十号中「平成二十九年度」を「平成三十年度」に改め、同号を同表第四十九号とする。

第十三条第四項第一号及び第二号中「逓減」を「逓減し、」に改め、同条第五項の表道府県の項第三号2中「態容補正」を「密度補正、態容補正」に改め、同項第五号2中「段階補正」の下に「、密度補正」を加え、同項第八号中「平成二十九年度」を「平成三十年度」に改め、同項第九号中「平成九年度から平成二十九年度まで」を「平成十年度から平成三十年度まで」に改め、同項第十号中「平成九年度」を「平成十年度」に改め、同項第十一号中「平成九年度から平成二十九年度まで」を「平成十年度から平成三十年度まで」に改め、同項第十三号を削り、同項第十四号中「平成二十九年度」を「平成三十年度」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十五号中「平成二十九年度」を「平成三十年度」に改め、同号を同項第十四号とし、同表市町村の項第八号中「平成二十九年度」を「平成三十年度」に改め、同項第九号中「平成九年度から平成二十九年度まで」を「平成十年度から平成三十年度まで」に改め、同項第十号中「平成九年度」を「平成十年度」に改め、同項第十一号中「平成九年度から平成二十九年度まで」を「平成十年度から平成三十年度まで」に改め、同項第十三号を削り、同項第十四号中「平成二十九年度」を「平成三十年度」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十五号中「平成二十九年度」を「平成三十年度」に改め、同号を同項第十四号とし、同条第七項中「連乗」を「連乗し、」に改める。

附則第四条の見出し中「平成三十年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同条中「平成三十年度に限り」を「平成三十一年度に限り」に、「第四号まで」を「第三号まで」に、「六千七百五十億円」を「千百七十二億円」に、「第五号から第七号まで」を「第四号から第六号まで」に、「三千二百五十七億三千七百四万円」を「三千二百四十九億九千八百九十七万八千円」に改め、同条第二号中「地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第四号）」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第五号）」に、「平成三十年度分」を「平成三十一年度分」に、「額　三千三百六十七億円」を「額のうち、二千四百六十一億円」に改め、同条第三号を削り、同条第四号中「平成三十年度」を「平成三十一年度」に、「三十一兆六千百七十二億九千五百四十万八千円」を「三十一兆千百七十二億九千五百四十万八千円」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号中「平成二十九年度」を「平成三十年度」に、「三十二兆百七十二億九千五百四十万八千円」を「三十一兆六千百七十二億九千五百四十万八千円」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号中「平成三十年度」を「平成三十一年度」に、「八百四億円」を「七百九十二億円」に改め、同号を同条第五号とし、同条第七号中「平成三十年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同号を同条第六号とする。

附則第四条の二の見出しを「（平成三十二年度以降の各年度分の交付税の総額の特例等）」に改め、同条第五項中「第一項第二号及び第三号」を「第二項第一号及び第二号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「を平成三十一年度」を「を平成三十二年度」に、「平成三十一年度から平成三十三年度までの各年度」を「平成三十二年度及び平成三十三年度」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「平成三十一年度から」を「平成三十二年度から」に改め、同項の表中「平成三十一年度　二千九百六十一億円」を削り、「五百二十五億円」を「七百七十五億円」に、「二百八十五億円」を「五百三十五億円」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「平成三十一年度」を「平成三十二年度」に改め、「総額は、」の下に「前項の規定による額に」を加え、「及び第二号」を削り、「の合算額から第三号及び第四号」を「を加算した額から第二号及び第三号」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

平成三十二年度以降の各年度分の交付税の総額は、当分の間、第六条第二項の規定により算定した額に百五十四億円を加算した額とする。

附則第四条の三を削る。

附則第六条の二の見出し中「平成三十年度及び平成三十一年度の各年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同条第一項中「平成三十年度及び平成三十一年度の各年度分」を「平成三十一年度分」に改め、「平成三十年度にあつては」及び「とし、平成三十一年度にあつては同条の規定により算定した額から法律で定めるところにより算定した額を控除した額」を削り、同項第一号中「三兆千八百五十二億九千五百四十五万五千円」を「一兆七千八百五十三億四百七十四万円」に改め、同項第二号中「一兆八千十二億二千三百四十四万五千円」を「一兆四千七百十五億三千二百二十五万九千円」に改め、同条第二項中第五号を削り、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同項第一号中「旧法」を「地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第四号）による改正前の地方交付税法」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　平成三十年度における基準財政収入額を旧法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

附則第六条の三を附則第六条の四とし、附則第六条の二の次に次の一条を加える。

（国土強靱化施策に係る地方債の元利償還に要する経費の基準財政需要額への算入）

第六条の三　地方団体が平成三十一年度において実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に実施する国土強靱化のための施策に要する費用に充てるために平成三十一年度に起こした地方債で総務大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、平成三十二年度以降において、この法律の定めるところにより、当該地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

附則第七条の四の見出し中「平成三十年度」を「平成三十一年度」に改め、同条中「平成三十年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同条第一号イ中「平成二十五年地方税法改正法」という。）」の下に「、地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号。以下この条において「平成三十一年地方税法等改正法」という。）」を加え、「という。）及び」を「という。）」に改め、「平成二十九年所得税法等改正法」という。）」の下に「及び所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号。以下この条において「平成三十一年所得税法等改正法」という。）」を加え、「平成三十年度」を「平成三十一年度」に改め、同号ロ中「及び平成二十九年所得税法等改正法」を「、平